

三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書

三木市及び美嚢郡吉川町（以下「両市町」という。）は、三木市・吉川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第5条第2項第4号、第6条、第8条第2項、第13条第2項及び第16条第1項に規定する内容について、次のとおり協定する。

（委員）

第1条 規約第5条第2項第4号に規定する学識経験を有する者は、別表第1のとおりとする。

（委員の代理出席）

第2条 規約第5条第2項に規定する委員の代理は認めないものとする。ただし、同条第2項第1号委員及び第2号委員については、事故あるとき又は欠けたときはこれを認め、第4号委員のうち兵庫県北播磨県民局長についてはこの限りでない。

（会長及び副会長）

第3条 規約第6条に規定する会長及び副会長については、協議の結果、会長は、三木市長とし、副会長は、吉川町長とする。

（顧問）

第4条 規約第8条第2項に規定する顧問は、別表第2のとおりとする。

（事務局）

第5条 規約第13条第2項に規定する事務局職員は、別表第3のとおりとする。

（監査委員）

第6条 規約第16条第1項に規定する監査委員は、別表第4のとおりとする。

（内容の変更）

第7条 この協定書に定める内容を変更する場合は、別に変更協定書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第8条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、両市町の長が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成16年4月1日から発効する。

(協定の失効)

第10条 この協定は、協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、三木市及び吉川町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月1日

三木市上の丸町10番30号

三木市長 加古 房 夫

美嚙郡吉川町吉安246番地

美嚙郡吉川町長 岩 波 勉

別表第1（第1条関係）

区 分	氏 名	備 考
三 木 市	西 本 凱 昭	
	小 河 壯 太	
	安 福 恵 子	
	井 川 隆 雄	
	西 田 博 之	
	中 井 昭 八 郎	
	宮 脇 史 郎	
	和 泉 藤 枝	
	岡 田 保	
吉 川 町	西 原 雅 晴	
	西 山 利 幸	
	藤 田 芳 明	
	大 前 政 博	
	亀 井 美 鈴	
	大 西 俊 昭	
	高 橋 早 弓	
	吉 田 ・ 規	
	中 久 保 通 彦	
共 通	櫛 笥 享 夫	兵庫県北播磨県民局長

別表第2（第4条関係）

所 属 等	氏 名	備 考
兵庫県議会議員	鷲 尾 弘 志	

別表第3（第5条関係）

所属団体	氏名	備考
三木市	小谷政行	
	梨原正純	
	山本佳史	
	廣井愛邦	
吉川町	藤田均	
	廣岡喜人	
	岩崎英也	

別表第4（第6条関係）

所属等	氏名	備考
三木市	村岡秀雄	
吉川町	田村陽太郎	